

## 「アイリッドアップパーマ」はライセンス契約が必要な技術です！

「アイリッドアップパーマ」の名称（商標）および技法（特許）、関連ノウハウの使用にはライセンス契約と、ライセンスフィーのお支払いが別途必要です。

セミナー受講をもっての使用許諾はしておりませんのでご注意ください。

セミナー受講時までに電子署名、受講料、ライセンスフィーのお支払いをいただけない場合、セミナー受講はできません。

### アイリッドアップパーマテクニカルセミナーお申し込みと ライセンス契約方法について

#### 受講者様にしていきたいこと

1. テクニカルセミナーへのお申し込み
2. セミナー受講料のお支払い
3. 会員登録
4. ライセンス契約書への署名
5. ライセンス料のお支払い

#### 詳細

1. テクニカルセミナーのお申し込みページ (<https://www.eyelidup.jp/seminar/>) からご希望の日にちをお選びいただきお申し込みください。
2. セミナー受講料のお支払い (PayPal ウォレット・銀行振込・クレジットカード)
3. ジャパン・アイリッドアップ協会ウェブサイト (<https://www.eyelidup.jp/>)。会員登録後事務局にて本登録作業が必要です。作業完了後ログインが可能です。
4. お申し込み、お支払いを確認後、いただいた情報をもとに協会事務局にて契約書を作成します。「ベクターサイン」にて電子署名をお願いします。
5. ライセンス料のお支払いページ (<https://www.eyelidup.jp/item/association/license-fee/>)

以上でセミナーへのお申し込み、ご契約が完了となります。

契約書作成後、「メール到着確認」を行います。

当協会と「ベクターサイン (notice@vector.co.jp)」からのメールを受信できるように、迷惑メールフォルダや受信設定についてご確認をお願いします。

ご署名をいただけない場合、セミナー受講できません。